

フードテック官民協議会 規約

令和3年10月7日制定

令和8年6月24日一部改正

第1章 協議会

(名称)

第1条 この協議会は、フードテック官民協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、日本発のフードテック（食に関する新技術をいう。以下同じ。）に係る事業を育成することで、国内外の食料・環境問題の解決に貢献するとともに、新しい産業を創出し、日本経済の発展に貢献すること、フードテックに関する日本国内の技術基盤の確保に向けて、協調領域の課題解決の促進や新市場の開拓に関する官民連携の取組を推進すること、及び個人と組織の力を活用し、建設的で挑戦的な発想で議論し、双方向に価値を与え合うことにより、会員相互の発展・成長を促進することを目的とする。

(協議会が行う事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) フードテックの振興に資する官民連携の推進に関する事業
- (2) フードテックの振興に資する事業の立案・実証・事業化・市場形成の促進に関する事業
- (3) フードテックの振興に資する情報発信・社会受容の向上等に関する事業
- (4) フードテックの振興に資する調査研究・人材育成・教育に関する事業
- (5) フードテックの振興に資する国内外の制度、規制、標準等の事業環境の整備に関する事業
- (6) その他協議会が定める事業

第2章 会員

(会員)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する個人（以下「会員」という。）で構成する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 暴力団、暴力団員その他これらに準ずる者又は反社会的勢力と密接な関係を有すると認められる者

(2) 公序良俗に反する行為を行い、又はそのおそれがあると認められる者

(3) その他協議会の運営に支障を及ぼす行為を行い、又はそのおそれがあると認められる者

(入会)

第5条 協議会の会員として入会しようとする者は、事務局（第6章に定めるものをいう。以下同じ。）の指定する方法で申し込み、事務局の承認をもって入会することができる。

(退会)

第6条 会員は、協議会に届け出ることにより、任意に退会することができる。

2 退会の届出に当たっては、次に掲げる事項を届け出るものとする。

(1) 退会しようとする者の氏名

(2) 退会の理由（任意）

(3) 届出の年月日

(会費)

第7条 会員の会費は無料とする。

(会員の権利及び義務)

第8条 会員は、事業に参加する権利を有し、会員の議決権はそれぞれ1とする。

第9条 会員は次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 本協議会の目的を達成するため、本協議会が進める事業に参加し、協力すること。

(2) 本規約その他本協議会の運営に関する諸規程等を遵守すること。

(会員情報の取扱い)

第10条 協議会は、会員の氏名、所属その他の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 協議会は、取得した個人情報を、協議会の目的達成に必要な範囲内でのみ利用し、本人の同意なく第三者に提供しないものとする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、事務局は、当該会員を除名することができる。

(1) 本規約その他の規定等に違反したとき。

(2) 運営への支障を及ぼす行為、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての会員をもって構成する。

(召集)

第13条 総会は、事務局が招集する。

(権能)

第14条 総会は、本規約の制定及び改廃に関する事項、その他協議会及び第5章に定めるワーキングチームの設置・運営等に関する重要な事項を議決する。

(運営)

第15条 総会の運営は、事務局が行う。

2 総会は、対面のほか、オンラインその他の方法により開催することができる。

3 総会に、議長を置く。

4 総会の議長は、総会において出席会員のうちから互選により選出する。互選により議長が選出されない場合、事務局が指名する。

(議決)

第16条 総会の議決は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、会員として総会の議決に加わることはできない。

(議事概要)

第17条 総会の議事概要は、事務局が作成し公表する。

第4章 提案・報告会

(構成)

第18条 総会の下に提案・報告会を置く。

2 提案・報告会は、全ての会員をもって構成する。

(開催)

第19条 提案・報告会は、毎年度3回程度開催する。

(召集)

第 20 条 提案・報告会は、事務局が招集する。

(運営等)

第 21 条 提案・報告会の運営は、事務局が行う。

2 提案・報告会は、対面のほか、オンラインその他の方法により開催することができる。

3 提案・報告会においては、会員、次章に定めるワーキングチーム等が、第 2 条の目的に沿い、第 3 条各号に掲げる事項に関する提案や活動報告を行うものとする。

(議事概要)

第 22 条 提案・報告会の議事概要は、事務局が作成し公表する。

第 5 章 ワーキングチーム (WT)

(ワーキングチームの設置)

第 23 条 会員は、その発意により、協議会の下に、特定のテーマに関する議論を行う場として、ワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置することができる。

2 WT の設置に当たっては、事務局の確認を受けるものとする。

(WT の設置に係る手続及び活動報告)

第 24 条 WT を設置しようとする会員は、当該 WT で取り扱う内容について、WT 提案様式に必要事項を記載し、その他の会員に対し、WT に参加する者（以下「WT メンバー」という。）の募集を行い、あるいは参加すべき者を指名する等の方法により、WT メンバーを決定する。

2 WT を設置しようとする会員は、WT 活動を継続的に実施できる事業実体を有するとともに、WT の円滑な運営に資するメンバーを確保できる能力を有する者とする。

3 WT を設置した会員（以下「WT 責任者」という。）は、第 10 条に準じた WT における情報の取扱いその他 WT の運営に必要な事項を定める。

4 WT 責任者は、原則として年 1 回程度、WT の活動状況について提案・報告会において提案あるいは報告を行うものとする。

5 WT 責任者は、WT において作成された資料、提言その他の成果物に関する公開の可否、知的財産権の帰属その他必要な事項について、事務局と協議の上、定めるものとする。

6 事務局は、以下のいずれかに該当する場合、必要に応じ、当該 WT 責任者に対して確認等を行った上で、状況の改善を求めることができる。

(1) WT の活動の実態が 1 年以上確認できない場合

(2) その他事務局が必要と認める場合

7 前項の（１）に掲げる場合において、事務局は、さらに１年以上活動の実態が確認できないときは、当該WTが解散したものとみなすことができる。

第6章 事務局

（事務局）

第25条 協議会の事務局は、会員の協力を得て、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際グループが行う。

第7章 雑則

（協議会の活動における情報の取扱い）

第26条 会員の利益を守る観点から、交流・連携の場において秘密情報を扱う場合には、場に参加する会員の了解を得て、適切な情報管理を行うこととする。

（免責）

第27条 協議会は、会員間の連携、取引その他の活動により生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（その他必要な事項）

第28条 この規約に定めのない事項及びその他必要な事項については、事務局が別に定める。

以 上